

「海外ビジネスにおける契約書の重要性」 ～人情は重んじながらも、法務面の保護を見落とさずに～

海外ビジネスや海外進出において、「契約書」締結は非常に重要なプロセスです。しかし、日本企業は、契約書締結を軽視する傾向にあるように見受けられます。

「現地パートナーは信頼できる方なので、大丈夫!」、「現地でいろいろとお世話になってきた方なので、契約の交渉をしにくい」、「現地の法律に詳しくないので、現地パートナーに任せます」等、海外進出検討時に契約書をやや軽んじるケースが散見されます。これは、日本的な「性善説」に基づく発想によるものかもしれませんが、海外ビジネスにおいては大きなリスクを伴う考え方です。

中国やアメリカをはじめ、海外は一般的に「契約の世界」です。

事前の契約書作成を疎かにしトラブルに陥った場合（特に現地パートナーと係争になった場合）、契約書という重要な法的根拠に不足があり、早期にトラブルを解決できず、弁護士や当局に頼んでも救済してもらえない、解決できない恐れがあります。

そのため、日本企業は人情を重んじながらも、契約書の内容を吟味してしっかりと現地パートナーと交渉し、締結に持ち込むことが重要です。世界展開を視野に入れるうえでは、国内以上に法務面に気を配り、自社の立場の保護を図ることが求められます。

海外ビジネスの現場における「契約書」の意義・位置付けは、以下のとおりです。

- ▶ 交渉相手への牽制効果だけでなく、双方の意気込みと真剣さが反映されるものである。
- ▶ いい加減な契約書は、いい加減な結果を招き得る。
- ▶ 契約締結の際には、きちんと「交渉」する（主張すべき所を主張する）ことが大事!
- ▶ 普段の付き合い等を気にせず、交渉の場では遠慮なく意見を主張する。
- ▶ 上記の主張に対し、相手が不愉快を感じるようであれば、ビジネスで組むのに疑わしい相手では? (真剣さ、成熟度、コンプライアンス等の面から)
- ▶ 「ビジネスパートナーとして信頼できるか」の判断には、相手方の契約書に対する姿勢と対応こそ、重要な「試金石」。
- ▶ ビジネス・会社経営に詳しい≠法律・契約書の作り方に詳しい。
- ▶ 契約書作成は、事前に弁護士や海外事情に詳しいコンサルタント等の専門家に相談することが望ましい。
- ▶ 契約交渉を軽視した場合、トラブルが発生し、逆に「倍返し」(場合によっては、それ以上の)結果になりうることもある。

海外の交渉相手にとっては、日本の「曖昧文化」が理解しづらいことが多々あります。契約締結後にもめるよりも契約交渉で双方の主張を明確にし、契約締結後はお互い気持よくビジネス展開に力を入れることが、海外において求められる対応です。

「遠慮することなく、しっかり交渉する」ことが、海外ビジネス展開の「成功の第一歩」です。

(みらいコンサルティンググループ)

中小企業者における「事業承継税制」活用のススメ ～適用要件緩和、手続き簡素化により活用がしやすく～

いわゆる事業承継税制については、平成27年1月1日以後に中小企業の後継者に対して行われる非上場株式等の相続又は贈与に対して適用要件の緩和や手続きの簡素化等が図られ、その結果、従前の制度に比べてその活用が容易となりました。

今回は、平成27年以降における事業承継税制の制度概要についてご紹介します。

◆事業承継税制とは

事業承継税制とはスムーズな事業承継の支援を目的とした制度であり、一定の手続きを経ることで事業承継の際の相続税・贈与税の納税猶予を受けることができます。

1. 相続税の納税猶予

経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者からの相続（又は遺贈）により後継者が取得した場合に、その株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される制度です。なお、この制度適用後に後継者が死亡した場合には、納税猶予されていた相続税は免除される等の措置もあります。

2. 贈与税の納税猶予

経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者からの贈与により後継者が取得した場合に、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予される制度です。先代経営者が死亡した場合には納税猶予された贈与税が免除され、一定の要件を満たす場合には、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが可能となります。

◆従来の制度からの適用要件の緩和

平成27年1月1日以後に相続等により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について、経済産業大臣の認定に必要となる「後継者要件」が従来よりも拡充され、更に事前確認手続きの廃止が行われました。また、納税猶予の要件となる「雇用維持要件」の緩和も図られていますので、従前の制度と比較して容易に適用が可能になりました。

(主な緩和項目)

主な緩和項目	従来	緩和後 (H27/1月以降が対象)
事前確認手続	制度利用の前に経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり	事前確認手続の廃止
後継者要件	現経営者の親族に限定	親族要件の廃止 (親族外承継が可能)
雇用維持要件	雇用の8割以上を5年間「毎年」維持	雇用の8割以上を5年間「平均」で評価

◆既に適用を受けている場合

平成26年12月31日以前において、旧事業承継税制の適用を受けた場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により変更後の事業承継税制の適用を受けることができます。

◆おわりに

事業承継にあたって、自社株の価値上昇により相続税・贈与税額が高額になり納税資金の負担が重くなるといった不安の声が多く聞かれます。現実問題として、納税資金の大きな負担により事業継続が危うくなるケースも見受けられます。

事業承継税制は、中小企業者の事業承継における相続税・贈与税負担を軽減させることで、納税資金の過度の負担により事業継続が困難とならないよう創設されたものであり、本改正による適用要件の緩和、手続き簡素化等に伴い、よりスムーズな事業承継の推進が期待されています。

「後継者は決まっているものの納税資金を負担させられそうにない」「納税資金の負担が大きく事業承継を諦めざるを得ない」といったお悩みをお持ちの経営者の皆様にとっては、事業承継税制の活用は解決策の一助となるケースもあります。この機会にご検討を進めてはいかがでしょうか？

(みらいコンサルティンググループ)